

大仙市保育の利用調整基準

1. 保育の必要性についての基準指数

保育を必要とする事由		保護者の状況		基準指数	
1	就 労 ※月48時間以上就労 していること	居宅外労働 (自宅外自営を除く)	月実働140時間以上就労	10	
			月実働120時間以上140時間未満就労	9	
			月実働100時間以上120時間未満就労	8	
			月実働80時間以上100時間未満就労	7	
			月実働48時間以上80時間未満就労	6	
		自営業 (自宅外自営、農業・ 林業・漁業を含む。)	事業主	月実働140時間以上就労	10
				月実働120時間以上140時間未満就労	9
				月実働100時間以上120時間未満就労	8
				月実働80時間以上100時間未満就労	7
				月実働48時間以上80時間未満就労	6
			協力者	月実働140時間以上就労	9
				月実働120時間以上140時間未満就労	8
				月実働100時間以上120時間未満就労	7
				月実働80時間以上100時間未満就労	6
				月実働48時間以上80時間未満就労	5
		内 職	月実働140時間以上就労	6	
			月実働100時間以上140時間未満就労	5	
			月実働48時間以上100時間未満就労	4	
2	妊娠・出産	出産(予定)日の前後2ヶ月		9	
3	疾病・障がい	入 院	概ね1ヵ月以上の入院	10	
		自 宅 療 養	疾病のため概ね1ヵ月以上常時臥床	10	
			医師が長期加療(安静)を要すると診断した者	8	
			医師が概ね1ヵ月以上加療(安静)を要すると診断した者	6	
			疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要する者	5	
		障 が い	身体障害者手帳1・2級所持、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳A所持のいずれかに該当する場合	10	
			身体障害者手帳3級所持、療育手帳B所持のいずれかに該当する場合	7	
			上記以外で必要と思われるもの(4級以下)	5	
4	病人の看護等	入 院 付 添	概ね1ヵ月以上親族の入院・付添に当たっている者	10	
		居 宅 内 看 護	同居の親族の長期居宅療養等の介護に当たっている者	7	
		障がい児(者)等の介護	心身障がい児や同居の親族の介護通院等に当たっている者	10	
5	災害の復旧	火災、風水害、地震等による被害の復旧に当たる場合		10	
6	求 職 活 動	求職活動を頻繁に行うため外出を常態としている者		3	
		勤務先がすでに内定している者		4	
7	就 学 等	就学、技能習得のため通学等をしている者		7	
8	親 不 在	保護者の一方が、死亡、離婚、行方不明、拘禁等の理由により不在の場合		10	
9	そ の 他	上記以外の理由で明らかに保育できない場合		3～10	

2. 世帯の状況等に関する調整指数

調 整 項 目			調整指数
世帯の状況 (加 点)	ひとり親世帯	父又は母の死亡、離婚、行方不明、拘禁	+2
	生活保護	生活保護法による被保護世帯	+2
	失 業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+2
	育児休業明け	育児休業が終了し、職場復帰を予定している場合	+3
	兄 弟 姉 妹	すでに兄弟が在園している場合で、同一の保育所等の利用を希望する場合	+3
		兄弟姉妹が同時申請の場合で、同一の保育所等の利用を希望する場合	+2
	多 子	養育している第3子以降の者が保育所等の利用を希望する場合	+1
	地域型保育事業の卒園児童	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ※連携施設に関する経過措置	+3
	障がい児保育	障がい児保育を行う必要がある者	+1
	単身赴任等	単身赴任等により保護者の一方が長期不在の場合	+1
	そ の 他	保護者が市内の保育施設で保育業務に就くことが確定している場合	+4
		虐待やDVのおそれがある等、児童福祉の観点から加算が必要と認められる場合	+1～10
世帯の状況 (減 点)	就 労 日 数	月の平均的な就労日数が15日以下の場合	-1
	同居の祖父母	65歳～69歳	-1
		60歳～64歳	-2
	兄弟姉妹未入所	兄弟姉妹を家庭または別居の祖父母等が保育している場合	-1
	保育料の滞納	申込み時において保育料の滞納がある世帯	-1